

鳥取県職業訓練の実施の基準に関する条例(案)に関するパブリックコメント の実施結果について

平成24年11月1日
雇用人材総室労働政策室

1 パブリックコメントの実施概要

「地域主権一括法」の施行により、職業能力開発促進法が改正され、職業訓練課程、無料とする職業訓練、職業訓練指導員の基準及び公共職業能力開発施設以外において行う職業訓練の基準について各都道府県条例で定めることとなった。

このため、各種の基準を条例で新たに定めるにあたり、鳥取県職業訓練の実施の基準に関する条例(案)について意見募集を行った。

2 意見募集期間 平成24年8月28日(火)から9月18日(火)まで

3 意見件数 2件(2人)

4 パブリックコメントの実施結果

意見の概要	対応方針
①資格もですが若さも学力も就職には必要なので、もっと若い人に技術を付けて欲しいと思います。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。
②中高年の雇用は大変厳しい状態です。もっと、現実的に雇用、職業にマッチするような訓練・専門学校増設・廃案などの検討をお願いします。	